

講習会次第

- 1 題 目 特定建築物（ビル管理法）や給水設備等の維持管理に関する講習会〈基礎編〉
- 2 場 所 札幌市保健所（WEST19）5階講堂（札幌市中央区大通西19丁目）
- 3 日 時 [第1回] 令和元年9月19日（木）10:00～12:00
[第2回] 令和元年9月19日（木）14:00～16:00
[第3回] 令和元年9月20日（金）10:00～12:00
※ 各回同一の内容、30分前より開場
- 4 定 員 各回170名
- 5 対 象
 - (1) 特定建築物の維持管理に携わる事業者及び所有者等
 - (2) 専用水道、簡易専用水道、給水設備（小規模受水槽及び業務用・住居用飲用井戸等）の維持管理に携わる事業者及び設置者等
 - (3) 建築物衛生法（ビル管理法）に基づく北海道知事登録を受けた事業者
- 6 プログラム（予定）
 - (1) 挨拶 環境衛生課長より挨拶 (5分)
 - (2) 講習
 - ア 貯水槽及び井水等給水設備の維持管理について (40分)
 - ・給水設備の区分と法規制（使用水の種類と量、受水槽の容量等）
 - ・必要な維持管理と留意点（立入検査時のチェックポイント等）
 - ・事件事例等の紹介ほか(質疑応答) (5分)
 - イ 建築物及び飲料水衛生に関する最近の取組 (10分)
 - ・札幌市公式ホームページのリニューアルについて
 - ・胆振東部地震による地下水等使用施設への影響
 - ・特定建築物におけるねずみ・昆虫等の発生状況
 - 休憩（途中退席可）----- (10分)※ 以降は特定建築物についての講習となります。
 - ウ 特定建築物の維持管理について (40分)
 - ・ビル管理法に基づく空調給排水設備等の維持管理
 - ・維持管理上不適合の多い項目
 - ・レジオネラ症を防ぐための注意点ほか(質疑応答) (5分)
 - (3) 閉会 (所要時間 約120分)